



# 第15期定期大会議案

# JLUニュース

No 897(14-66)  
航空連 日本航空ユニオン  
中央執行委員会  
2023年 8月 04日

Tel: 03-5756-8690 URL <http://www.jlu.co.jp> e-mail [honbu@jlu.co.jp](mailto:honbu@jlu.co.jp)

## 第15期定期大会での規約改正

組合規約の改正は組合大会での投票が必要です。9月7日、第15期定期大会での改正に向け、第14期中執会議で議論し、必要となった改正内容を以下に提起します。(アンダーライン部分が改正内容)

### 1. 組合費について

規約・規程	現行	改正内容	理由
組合規約 第68条1項 「組合費」	組合費は、組合員の月例賃金から基本給の100分の1.5(10円未満切り上げを、また、夏季及び年末一時金から総支給額の100分の1を、それぞれ控除の上徴収する。 ただし、月例組合費は6,610円を上限とする。	組合費は、組合員の月例賃金から基本給の100分の1.5(10円未満切り上げを、また、夏季及び年末一時金から総支給額の100分の1を、それぞれ控除の上徴収する。 ただし、月例組合費は <u>6,000円</u> を上限とする。	14期の定期大会で特別会計へ組み入れる100円の控除停止しを決定し、この1年は、6610円の上限について検討してきました。組合費を6000円に減額しても、20期までは今の活動を維持できる見通しです。21期以降については、特別会計を一般会計に統合することを考慮しつつ、どういった活動をしていくか、この間に議論していきます。

### 2. 役員活動費について

規約・規程	現行	改正内容	理由
会計細則 支出基準 第2条 「役員活動費」	次の組合役員に対して役員活動費を支給する。 1. 執行委員長 月額 5,000円 2. 副執行委員長 月額 5,000円 3. 書記長 月額 5,000円 4. 副書記長 月額 5,000円 5. 会計幹事 月額 5,000円	次の組合役員に対して役員活動費を支給する。 1. 執行委員長 月額 <u>10,000円</u> 2. 副執行委員長 月額 5,000円 3. 書記長 月額 <u>10,000円</u> 4. 副書記長 月額 5,000円 5. 会計幹事 月額 5,000円	本部役員の活動手当は現行、役職があれば一律5,000円となっています。委員長と書記長はほぼ全ての交渉に出席しており、対外的な活動にも参加するため副の役員よりも負担がかかっています。やりがいのある仕事ですが、組合が「やりがい搾取」にならないように手当を増額します。団交でも「人は金で動く」と主張しています。

書記長ひとこと... 三交代勤務の人が専従に入った場合、「専従手当は前3カ月の賃金の平均との差額を上限に執行委員会が決定する」という規約もあります。常日勤で働く専従になっても生活への負担は最低限に抑える仕組みです。魅力を感じる方は組合本部にお問い合わせを。

## 今年の定期大会は3年ぶりのフルスペック開催！

第14期の組織課題として10年先を見据えた組合のあり方を議論してきました。今回の大会では、組合費の減額を提案します。今後も役員の活動手当だけではなく、組合員への還元方法もみなさんと共に考えていきます。

第15期も職場の仲間から意見を集め、要求の実現を目指します。キラキラ輝く航空業界にしていくため、私たちJLUの役割は重要です。大会議案書が届いたら、よく話し合って大会代議員にみなさんの声をお寄せください。

### 定期大会開催のお知らせ

#### 1. 定期大会の日程・場所

9月7日(木) 10:00~17:00 **航空連フェニックスビルにて完全集合開催**

(大会代議員には別途詳細を連絡いたします)

#### 2. 大会議案

- ① 第14期総括・第15期方針の決定 (定期大会議案書)
- ② 第14期財政決算・第15期予算の承認・決定
- ③ 規約の改正、中央執行委員羽田支部兼任者、その他